

関信越税業発2第447号  
令和3年2月8日

支部長各位

関東信越税理士会

会 長 江本 英仁  
税務支援対策部長 高橋 浩生



## 『確定申告の早見表』（令和2年分）の記載誤りについて

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はご多忙の中、会務へのご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、日本税理士会連合会事業本部が編集し、日本税理士協同組合連合会が販売している『確定申告の早見表』（令和2年分）を昨年10月下旬に各支部へ発送させていただきましたが、その記載内容に誤りがございました。

つきましては、訂正箇所を別添のとおりご送付させていただきますので、誠に恐縮ですが、貴支部所属の会員にご周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、日本税理士会連合会及び日本税理士協同組合連合会では、下記の対応を予定しておりますので、併せてご周知くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 【対応方法】

1. 日本税理士会連合会会報『税理士界』2月15日号（1397号）に訂正記事を掲載
2. 日本税理士協同組合連合会HPに訂正内容を掲載（PDF印刷可）

以上

【写し送付先】 県連事務局、支部事務局

## 《訂正》

### 「確定申告の早見表（令和2年分）」記載誤りについて

—住民税・配偶者特別控除—

24 頁（最終頁）

「個人の（都）道府県民税・市（区）町村税の所得控除額一覧表（令和3年度以後適用分）」のうち、表右『配偶者特別控除額（最高）』①②③の範囲、及び、カッコ内の金額。

【誤】・・・記載が令和 2年度適用分の内容となっております

【正】・・・令和 3年度適用分、訂正は次の 下線部分です

（注）下記は、納税者の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が900万円以下の場合。900万円、950万円を超える場合は、控除額が異なる。（1000万円を超える場合は適用不可）  
配偶者の前年の所得金額の合計額（繰越損失控除前）が

- ① 48万円を超え 100万円以下・・・33万円
- ② 100万円を超え 130万円以下・・・38万円－(所得金額の合計額－93万1円)\*
- ③ 130万円を超え 133万円以下・・・3万円

\*（ ）内の金額が5万円の整数倍から3万円を控除した金額でないときは、（ ）内の金額は、そのうち、5万円の整数倍から3万円を控除した金額の最大金額とする。

訂正しお詫び申し上げます。

日本税理士会連合会事業本部（編集）

日本税理士協同組合連合会（販売）